

# すばらしいみやぎを創る協議会規約

## 沿 革

制 定 昭和 40 年 9 月 3 日

一部改正 昭和 57 年 5 月 12 日

一部改正 昭和 61 年 5 月 14 日

一部改正 平成 4 年 5 月 22 日

一部改正 平成 14 年 5 月 14 日

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、すばらしいみやぎを創る協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を宮城県庁内に置く。（平成 4 年 5 月 22 日・一部改正）

(目 的)

第 2 条 協議会は、活力のある個性的で心豊かなすばらしいみやぎを創る運動（以下「県民運動」という。）を推進することを目的とする。（平成 4 年 5 月 22 日・全部改正）

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民運動の普及、育成のために必要な事業の実施に関すること。
- (2) 県民運動推進の助成に関すること。
- (3) 県民運動に関する調査研究及び広報に関すること。
- (4) 県及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 財団法人あしたの日本を創る協会との連絡及び委託事業等の実施に関すること。
- (6) その他この会の目的達成に必要な事項（昭和 57 年 5 月 12 日第 5 号・一部改正、平成 4 年 5 月 22 日・一部改正）

(構 成)

第 4 条 協議会は、本会の趣旨に賛同する県単位又はこれに準じる各種団体及び関係機関並びに学識経験者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1 人  
副 会 長 2 人  
常任委員 若干名  
監査委員 3 人

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 常任委員は、会務の執行にあたる。
- 5 監査委員は会計の監査にあたる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長、副会長並びに常任委員、監査委員は総会において選出する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は総会及び役員会において意見をのべることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他運動の推進に関すること。

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他協議会の運営及び事業の執行に関する事項(昭和61年5月14日・全部改正、平成14年5月14日全部改正)

(部会)

第11条 会長は、必要に応じ、専門事項を調査、審議させるため部会を置くことができる。部会の構成員は会長がその都度委嘱する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に局長並びに局員若干名を置き、会長が委嘱する。
- 3 事務局規定は別に定める。

(会計)

第13条 協議会の経費は、補助金及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 40 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 5 月 12 日一部改正）

この規約は、昭和 57 年 5 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 5 月 14 日一部改正）

この規約は、昭和 61 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 22 日一部改正）

この規約は、平成 4 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 14 日一部改正）

この規約は、平成 14 年 5 月 14 日から施行する。